# [参考8]審査請求が審査庁で長期にわたって処理されなかった事案

1-00年.1、19、 年内Aを引力 元 まり 年ネッド 子の子 18th 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込め期刊 130円、夕刊 50円 第3種郵便物設可 デルイ

# 川辺川ダム資料不開示

は内閣府情報公開審査会への諮問をしていなかったことが分

示」としたことに、一昨年5月、川辺川ダム建設に反対する

国土交通省が川辺川ダム計画を巡る資料の公開を「不開

熊本県の市民団体メンバーが不服を申し立てたところ、同省

かった。申し立てを受けた場合、情報公開法で諮問が義務づ けられているが、同省は昨年末、一転して資料の全面開示を 決めたので諮問する必要はなくなった」としている。 通知。「妥当とは思わないが、判断に時間を要した。開示を らは「法の趣旨に反する」と指摘している。

# 不服を申し立てたの

判断に時間

曹を行政機関に提出させ

一に求めている。

中央大の堀部政男教授

地方整備局に請求した。

整備局は同年3月一投

本流、球磨川の横断面図 いて22年1月、川辺川の め、情報公開法にもとづ の必要性を検証するた 会社員(39)。男性はダム は、熊本県八代市の男性

などの開示を国交省九州

)日は曇り空で午前11時の気温は11 は伝統の赤ふんどし、女子は水着 次々海に入り、46人の新成人を胴

った。同省は「整備局の 申し立ての諮問はしなか

たので諮問は不要」とし

一ろう」と話している。

正する際の輪点になるだ

一全面開示を決め

すのに時間を要した」と し、省としての判断を下 弁明と男性の反論を検討 | 機を助長するなど特定の一服を申し立てた。 は5月中旬、国交相に不 を及ぼす恐れがある」と して不開示を決定。男性 者に不当に利益、不利益 受けた機関の長は、情報 開示請求者は不服申し立 公開を拒否された場合、 し立て国の機関に情報 んができる。申し立てを

り下げを打診。図面を見 と連絡し、申し立ての取 せたが黒色りが多かった 整備局は「一部開示する」 10カ月後の昨年3月、

ため、男性は拒否した。

し、検討段階の資料であ 備局は「省内で論議を は生じないと判断した」 る点を明記すれば、 開示を通知してきた。整 だが12月になって全面 泗

この間、国交省は不服

を伝えるべきだった。 間の迅速化は今後、法改 らば、その間に検討経緯 本マテリアル

と説明する。

が問われる。諮問を迅速 初の不開示決定の妥当性 らも問題だ」という。東 に行うという法の趣旨か 全面公開にするなら、最 政法)は「諮問しないな 京大の宇賀克也教授(行 (情報法)は「最終的に

服甲し立てについて、 を出している。 問の迅速化を求める通達 務省は22年、各省庁に諮 情報公開にもとづく不

不開示」への不服申

府に置かれた第三者機関 審査会は非公開の是非を する場合などを除き内閣 公開法により、全面開示 情報公開審査会」に諮

検討するため、非公開文 文書の全部、または一部非公開決定を取り消し、 対象文書の存在を認めた る権限をもつ。同審査会 を公開するよう行政機関 はこれまで、行政機関が

一ている。

To be the second

### [参考9]総合文書管理システムと情報公開制度

### 総合的な文書管理システムの整備について

平成 12 年 3 月 29 日 各省庁事務連絡会議了承 行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承

「行政情報化推進基本計画の改定について」(平成9年12月20日閣議決定)においては、行政の情報化により、「紙」による情報の管理からネットワークを駆使した電子化された情報の管理に移行することを目標としており、日々作成・入手される文書について、情報通信技術の活用により、文書のライフサイクルを通じて、電子的管理を組織的、総合的に行うことが重要である。

このため、その方策として、「総合的な文書管理システム」を整備し、事務・事業の簡素 化・効率化及び行政運営の高度化を推進する必要がある。

また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の適切かつ円滑な運用に資するため、各省庁が保有する膨大な文書を適正に管理する必要があり、そのためには、電子化による総合的な管理が不可欠となっている。

以上を踏まえて、下記の「総合的な文書管理システムの整備の考え方」に基づき、総合的な文書管理システムの整備を行うものとする。

記

### 1 基本的な考え方

### (1) 総合的な文書管理システムの意義

行政機関が作成・取得した文書を情報通信技術を活用し、組織的に適正に管理するため「総合的な文書管理システム」を整備する。

ここでいう「総合的」とは、(ア)文書のライフサイクル(作成・取得、流通、保存、施行、廃棄)を通じた管理、(イ)紙文書だけでなく電子文書等を含む管理、(ウ)文書管理に関連するシステム間で整合性のとれた管理の意味を含むものである。

- (2) 総合的な文書管理システムの基本要件 総合的な文書管理システムの基本要件は以下のとおりとする。
- ア 総合的な文書管理システムは、情報公開法第2条第2項にいう行政文書を管理の対象 とする。
- イ このため、書庫等で管理されている紙文書や磁気ディスク等で管理されている電子文 書等、あるいは「情報公開法施行令」(平成12年政令第41号)第13条第2項第1号

に規定する行政文書ファイルを体系的に整理し、次に掲げる情報を基に総合的に管理するものとする。

- (ア) 電子文書については電子文書本体及び書誌的情報
- (イ) 電子文書以外についてはその書誌的情報
- (ウ)行政文書ファイルについては(ア)(イ)の書誌的情報を基にした情報
- ウ 本省庁のみならず地方支分部局等においても整備するものとし、各省庁の業務の実態 等に応じて、省庁内全体の文書の管理を行う集中管理と部局単位等で文書の管理を行う 分散管理を適宜選択する。ただし、分散管理においても、省庁全体の総合的な文書管理 が行えるよう措置するものとする。
- エ 電子文書については、記録媒体の劣化や記録フォーマットの陳腐化に備えて、記録媒体の更新及び新しいフォーマットへの移行を行い、長期の利用・保存を担保するとともに、改変履歴の記録等により、文書の改ざん等の有無が検証できるよう保存・管理するものとする。
- オ 権限外のアクセスに対する制御、システム障害への対処等セキュリティ対策を行うも のとする。
- カ 省庁間等で流通する電子公文書については、「電子公文書の文書型定義(DTD)の統一的な仕様」(平成10年3月31日各省庁事務連絡会議了承、行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承)に定める標準DTDを活用するものとする。

### (3) 総合的な文書管理システムの構成

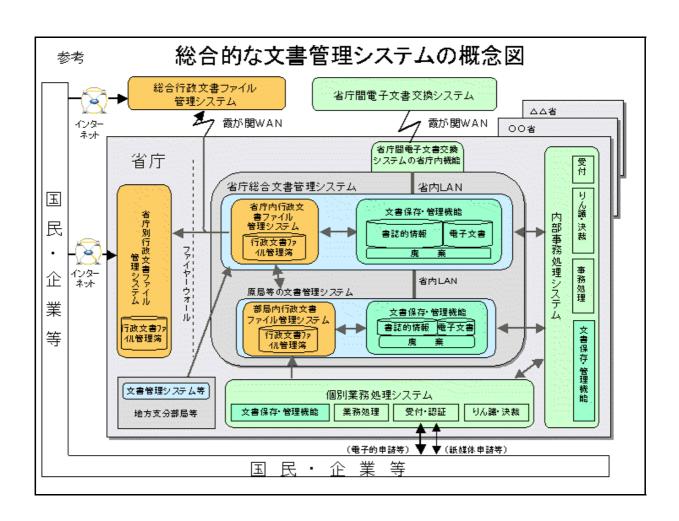
- ア 総合的な文書管理システムの中核である「省庁総合文書管理システム」は、「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」(平成12年2月25日各省庁事務連絡会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)等に基づき整備する行政文書ファイル管理簿等を電子的に管理する「省庁内行政文書ファイル管理システム」と「文書の総合的な保存・管理機能」とで構成するものとする。
- イ この省庁総合文書管理システムは、行政文書を取り扱う「内部事務処理システム」及び「個別業務処理システム」の文書管理情報を、一体的に取り扱うことが可能となるようシステム的連携を図ることとする。また、省庁間電子文書交換システムの省庁内機能と連携するとともに、それぞれのシステム間についても必要に応じて連携を図るものとする。

### (4) 行政文書ファイル管理簿の提供機能

- ア ガイドラインに基づき、各省庁が国民一般に提供する行政文書ファイル管理簿は、インターネットを通じて国民一般が検索できる「省庁別行政文書ファイル管理システム」 として、省庁内行政文書ファイル管理システムと連携を図り整備する。
- イ また、国民一般の利便性の向上を図るため、総務庁において、各省庁の行政文書ファイル管理簿を横断的に検索することが可能な「総合行政文書ファイル管理システム」を 整備する。

### 2 システムの仕様等

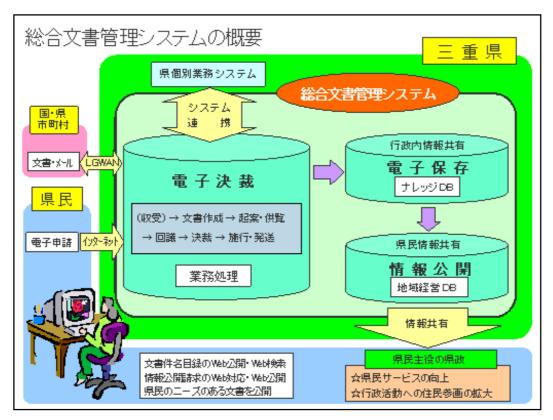
- (1) 各省庁が国民一般に提供する省庁別行政文書ファイル管理システム及び総務庁が整備する総合行政文書ファイル管理システムについては、その連携仕様等について政府全体の整合性を確保する必要があることから、文書管理規則等研究会・共通システム専門部会において別途策定する統一的仕様に基づき整備する。
- (2) 省庁間電子文書交換システムの省庁内機能のうち、送受信システム、省庁内文書交換システム、省庁内認証システム、省庁内宛名管理システムについては、「省庁間電子文書交換システムの詳細仕様について」(平成11年4月2日文書管理規則等研究会了承、共通システム専門部会了承)に基づき整備する。
- (3) 総合的な文書管理システムを構成するその他の省庁内システムについては、前記(1)、 (2)のシステムとのインターフェースにも留意しつつ、各省庁の文書管理の実態に即した 任意の仕様で整備する。



以上、総務省ホームページより転載

### 三重県総合文書管理システムと情報公開請求

### 三重県ホームページ資料「総合文書管理システムの概要」より転載



### 3 電子保存機能の概要及び効果

- ・電子保存機能は、電子決議で処理した後の文書等を文書の保存規定に応じて保存しながら、原本性を保証するため、改きん、紛失、不正アクセス等を防止するとともに、件名等の文書の属性情報を一元的に管理します。
- ・ペーパーレス化の推進と情報の共有

決恭後の起席文書等を電子的に保存書稿することにより、全庁的なペーパーレス化を 推進します。

情報を広く共有し、文書の検索・参照、引用が容易にできることで、県庁内における ナレッジデータベースとして活用します。

### 4 情報公開機能の概要及び効果

- 情報公開機能は、電子保存機能と連携し、文書管理情報から情報公開用目録を作成するとともに、文書検索を容易にすることで、公開対象の情報を即座に抽出し、情報公開路求に応じます。
- 情報公開事務の迅速化と情報提供

県民の方が、インターネットを通じた公文書検索、開示論求が可能となります。 情報公開実験の管理、公開対象情報の検索により、情報公開事務が迅速化します。

# [参考10]インカメラ審理が裁判所において行われた事例

### 船 2001年(平成13年)1月13日 37 第3社会 13版

成している」と議会答弁し た。市が「市民が計画に管 住民が昨年五月に起こし たことから実施された。 いのが通常だったが、今回 開」に触れるため行われな かになった。インカメラは 覧するインカメラを実施し 起こした裁判で、仙台地裁 却施設建設計画に反対する は原告と被告双方が同意し 憲法八二条の「裁判の公 ていたことが十二日、明ら 廷外で非公開の公文書を関 一の公開を求めて住民らが (山野井勇作裁判長)が法 との裁判は、市のごみ焼 めるものだった。 作業によって要約書の二十 を交わした。裁判所は照合 紙の内容を要約した書面を ーにかかわる」として、手 裁判で市は「プライバシ

く、そとに記載されている 側は「手紙そのものではな 同月、原告との間で合意書 ことを求めた。 裁判所に原本を閲覧し、要 十分」として昨年十二月、 情報の中身が公開されれば 提出した。これに対し住民 約が正確かどろか確認する 市もこの要請を受け入れ

たことに対し、その根拠と

一カ所の加筆訂正を市に要

インカメラを実施

仙台市が非公開にした文 | して市民から寄せられた鬢 | 求。 市はそれを反映した要 成の手紙を公開するよろ求一約書を今月、再提出したと 一て訴訟を取り下げた。 た」として、合意書に従っ 日、「事実上の和解に達し いう。原告の住民らは十二

仙台地裁